

受講規約

本受講規約(以下、「本規約」という。)は、富士通コミュニケーションサービス株式会社(以下、「当社」という。)が実施する第2条(本講座)記載の講座について、受講を希望する者(以下、「受講希望者」という。)が、本講座へ申込み(以下、「受講申込み」という。)をする場合ならびに受講希望者および第3条(受講契約の成立)第3項により本講座を受講する資格を取得した者(以下、「受講者」といい、受講希望者と併せて「受講者等」という。)が本講座を受講する場合に遵守しなければならない契約諸条件を規定するものです。受講希望者は、本規約に同意のうえ、受講申込みを行うものとし、受講申込みを行った受講希望者は本規約に同意したものとみなします。

第1条(目的)

当社は、DJI CAMP 認定資格(DJI CAMP スペシャリスト)を取得するためのドローンに関わる座学講座と試験(筆記試験、飛行試験)を実施するものとします。

第2条(本講座)

1. 本講座の内容は以下のものとします。
 - (1) DJI CAMP スペシャリスト認定講座
2. 本講座の定員は最大10名とし、本講座の受講希望者数が定員を超過した場合または別途当社が定める最低実施人数に満たなかった場合、当社の判断により、実施日程の変更、他日程との合併、他日程への振替え、実施形態の変更、その他必要な措置を講ずることができるものとします。
3. 本講座の開催日程および本講座の実施場所(以下、「実施場所」という。)については、当社がホームページ上で告知するものとします。
4. 本講座の担当講師は、当社の判断により途中変更をすることができるものとします。

第3条(受講契約の成立)

1. 受講希望者は、当社のホームページ上に掲載する手続き、または当社の定めるその他の手続きに従い受講申込みを行い、第5条(受講者等の情報)に定める事項について、正確かつ最新の情報を記載して当社に提供するものとします。
2. 当社は、前項の受講申込みを受領後、受講希望者に対して本講座の受講料の支払方法、支払期日などを通知するものとします。
3. 受講にかかわる契約(以下、「受講契約」という。)は、当社による入金の確認をもって有効に成立するものとし、受講希望者は本講座を受講する資格を取得するものとします。

第4条(試験)

1. 本講座において座学講座を受講した受講者は、試験(筆記試験、飛行試験)を受験することができるものとします。
2. 前項の試験において、当社が合格条件を満たすと認めた場合、当該受講者に対し合格通知を発するものとします。なお、DJI CAMP 運営事務局が発行するDJI CAMP 認定証・認定カードに関わる諸費用については、受講者が負担するものとします。
3. 受講者は、当社が行った合格判定に異議を述べることはできないものとします。

第5条(受講者等の情報)

1. 受講希望者は、受講申込み時において、氏名、所属する団体名、部署名、住所、連絡先電話番号、メールアドレス等、当社が指定する事項(以下、「届出事項」という。)の情報について届出を行うものとします。
2. 当社は、受講希望者に対して、当社が指定する本人確認書類の提出を求めることができるものとします。
3. 受講者等は、届出事項の情報に変更があった場合には、速やかに届出を行うものとします。

4. 当社は、届出事項の情報に関する虚偽の届出、届出の遅延、または変更の届出を行わないことによる受講者等の不利益については、一切責任を負わないものとします。
5. 当社は、本講座の受講風景などを撮影した画像、映像および録音した音声(受講者の画像、映像および音声を含む。)を、当社のホームページ、受講者募集の印刷物などに使用することができるものとします。

第6条(受講申込みの拒絶)

1. 当社は、次に定める事由のいずれかが認められるときは、受講申込みを拒絶することができるものとします。
 - (1) 受講希望者が本規約または本講座の内容を理解できないおそれがあるとき
 - (2) 偽名または他人名義で受講申込みがなされたとき
 - (3) 受講料が所定の期日までに支払われないとき
 - (4) その他、受講希望者が本講座を受講することに不相当と当社が判断したとき
2. 当社は、受講希望者からの受講申込みを拒絶したときであっても、その理由を受講希望者に通知しないものとします。

第7条(受講者の義務および注意事項)

1. 受講者は、本講座の期間中、当社の講師の指示に従うものとします。
2. 受講者は、本講座の期間中、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。
 - (1) 当社が指定するドローン以外のドローンを使用する行為。
 - (2) 当社の講師もしくは従業員または他の受講者(以下、「講師等」という。)への暴言、威嚇、暴力等、講師等に不安または不快感を与える行為。
 - (3) 他の受講者から個人情報その他プライベートに関する情報を執拗に聞き出そうとする行為または当該情報をみだりに公開する行為。
 - (4) 当社の許可を得ずに本講座の内容または施設、設備、機器もしくは機材等(ドローンを含み、以下、「機材等」という。)を撮影または録音する行為、およびそれらの写真、動画、録画または録音を公表する行為。
 - (5) 機材等を毀損し、改変し、改造または無断で使用する行為もしくは本講座以外の目的で使用する行為。
 - (6) 実施場所において、政治的活動、宗教的活動、商業的活動その他これに類似する行為。
 - (7) 実施場所に他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込む行為。
 - (8) 当社や第三者に対して、不利益または損害を与えるおそれのある行為。
 - (9) 前各号に定める行為をほう助、教唆、準備する行為。
 - (10) 本規約または各種関連法令に違反する行為。
 - (11) 本講座の円滑な運営を妨げる一切の行為。
 - (12) その他当社が不適切と判断する行為。
2. 受講者が前項に違反した場合、当社は受講料の返金なく本規約を解除することができ、受講者は当社が被った損害について賠償責任を負うものとします。

第8条(受講料の支払い)

1. 受講希望者は、当社の請求に従い、当社が指定する銀行口座へ、当社が指定する支払期日までに受講料を振込みにより支払うものとします。なお、振込み手数料は、受講希望者の負担とします。
2. 前項の振込み時の振込依頼控を当社への払込みの記録とし、当社から領収証等は発行しないものとします。
3. 本講座の実施場所までの交通費、宿泊費、受講日当日の食費等の費用については、当社からの通知のない限り、受講者が負担するものとします。

第9条(受講日における欠席・遅刻)

1. 受講者は、受講日においてやむを得ず欠席し、または遅刻する場合には、別途当社が定める連

絡先に連絡をするものとします。

2. 当社は、受講者が本講座を欠席し、または遅刻したことにより本講座を受講できなかった場合であっても、受講料の返金義務を負わず、また当該講座に代わる講座を再提供する義務を負わないものとします。

第 10 条(当社都合による受講契約の解約)

1. 当社は、受講者に対して書面で通知することにより、いつでも受講契約を解約することができるものとします。
2. 当社の責に帰すべき事由により受講契約を解約した場合、当社は受講料を返金するものとします。ただし、当社の責任は支払い済の受講料の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負わないものとします。

第 11 条(本講座の変更等)

1. 受講者は、受講契約成立後において受講時間、受講日および講座内容を変更することはできないものとします。
2. 以下の事由が生じた場合、当社は、受講者等に対し通知することにより、本講座の開始前の中止、本講座実施中の中断または実施日程・実施内容・実施場所等の変更(以下、「変更等」という。)をすることができるものとします。
 - (1) 主な交通機関の運行に多大な影響のある悪天候または天災が発生した場合。
 - (2) 本講座の担当講師にインフルエンザ、ノロウイルス感染症等の流行性の病気が発生した場合。
 - (3) 定期的または緊急に、当社または実施場所における施設や機器類の保守、点検、修理等を行う場合。
 - (4) 火災、停電、地震、その他の事態により、本講座の提供ができない場合。
 - (5) その他、当社が本講座の安全かつ円滑な実施が不可能であると判断した場合。
3. 当社が前項各号の事由により本講座を変更等した場合、当社は受講者が実施場所までに要した交通費等を補償しないものとします。

第 12 条(委託)

当社は、本講座の一部または全部を外部の第三者に委託できるものとします。

第 13 条(損害賠償)

1. 受講者が、本講座に起因または関連して、当社または第三者に対して損害を与えた場合(機材等の破損、汚損を含む。)、受講者はその損害を賠償するものとします。
2. 本講座に起因または関連して、受講者と他の受講者、その他の第三者との間で紛争が発生した場合、受講者は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当社に生じた損害を賠償するものとします。なお、当社が当該紛争を解決した場合には、その解決に要した費用は受講者の負担とするものとします。
3. 受講者に生じた損害については、当社で加入している保険の適用対象内および補償額の範囲内に限り、保険により対応を行うものとし、保険の適用対象外となる損害または補償額を超える損害については、当社は責任を負わないものとします。

第 14 条(免責)

以下の各号のいずれかに該当することにより受講者等が損害を被った場合、当社は責任を負わないものとします。

- (1) 最低実施人数に満たなかったことによる本講座の実施日程変更・中止等により生じた損害
- (2) 第 11 条(本講座の変更等)第 2 項による変更等により生じた損害
- (3) 受講中における所有物の紛失、盗難、滅失または損傷等により生じた損害
- (4) 本講座の担当講師の指示または本規約に従わなかったことにより生じた損害
- (5) その他の当社の責によらずに生じた損害

第 15 条(権利義務の譲渡禁止)

受講者等は、受講契約上の地位または受講契約から生じた権利もしくは義務を、当社の書面による事前の承諾なくして、第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならないものとします。

第 16 条(秘密保持)

受講者等は、本講座を受講するにあたり、当社によって開示された当社固有の技術上、営業上その他事業の情報(本講座内におけるノウハウ等を含むがそれらに限られない。)を秘密として取り扱うものとし、これらの情報を目的外に使用し、または第三者に開示することはできないものとします。

第 17 条(個人情報の取扱い)

当社のホームページ上に掲載される個人情報保護ポリシーに従い、届出事項の情報および受講者が本講座を受講する過程において、当社が知り得た個人情報を使用することができるものとします。

第 18 条(著作権)

1. 当社が受講者に対して提供し、または提示する本講座の内容、教材、配布資料、その他の資料等に含まれる著作権の一切は、当社または当社への使用許諾をしている第三者に帰属するものとします。
2. 受講者は、以下の各号に例示するような著作権に関わる一切の行為を禁止します。
 - (1) 本講座の内容、教材、配布資料、その他の資料等の複製(受講者本人が自身のデータ保管のために行う私的複製を除く。)および他人への譲渡・貸与。
 - (2) SNS 等における本講座の内容、教材、配布資料、その他の資料等の引用や転載。

第 19 条(解除)

当社は、受講者に以下に定める事由が認められる場合、直ちに受講契約の解除ができるものとします。この場合において、当社は受講料の返金義務を負わないものとします。

- (1) 本講座の内容を適切に理解できないと当社が判断した場合。
- (2) 当社が受領した届出事項の情報に、虚偽があることが判明した場合。
- (3) 本規約または法令に違反した場合もしくはそのおそれがある場合。
- (4) 公序良俗違反、犯罪行為または犯罪行為に結びつくおそれのある行為がある場合。
- (5) 当社または当社の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合。
- (6) 当社の事業活動に悪影響を及ぼした場合またはそのおそれがある場合。
- (7) その他、受講者の当社に対する重大な背信行為があった場合。

第 20 条(契約終了時の効力)

事由の如何を問わず受講契約が終了した場合といえども、第 13 条(損害賠償)、第 14 条(免責)、第 15 条(権利義務の譲渡禁止)、第 17 条(個人情報の取扱い)、第 18 条(著作権)、第 19 条(解除)、第 26 条(準拠法)、第 27 条(裁判管轄)および本条の規定については、依然として効力を有するものとします。

第 21 条(反社会的勢力等の排除)

1. 受講者等は、自らまたはその役員(名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者)および従業員(事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するかまたはそれを代行する者)が、次の各号に記載する者(以下、「反社会的勢力等」という。)に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。
 - (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
 - (2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資金的・経済的に深い関係にある者
2. 受講者等は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを当社に対

して確約します。

- (1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
- (2) 違法行為または不当要求行為
- (3) 業務を妨害する行為
- (4) 名誉や信用等を毀損する行為
- (5) 前各号に準ずる行為

第 22 条(本規約の改定)

当社は、受講者等に事前の通知をすることなく、本規約および本規約に付随する規程等の全部または一部を変更することができるものとします。当社により変更された本規約は、当社のホームページ上に掲載された時点で効力を発し、以後当該変更された本規約が受講者等に適用されるものとします。

第 23 条(当社から受講者等への通知・連絡)

当社から受講者等への通知や連絡を行う場合には、ホームページ上の表示、その他当社が適当と判断する方法により行うものとします。

第 24 条(非保証)

当社は、本講座の完全性、受講者の事業・目的にとっての有用性、将来において法令に基づくドローンに関する免許制度、資格制度等ができた場合における当該免許、資格の取得の確実性を保証するものではありません。

第 25 条(条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法または無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

第 26 条(準拠法)

本規約は、日本法に準拠して解釈され、適用されるものとします。

第 27 条(裁判管轄)

本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 28 条(誠実協議)

本規約に定めのない事項については、その都度当社と受講者等が誠意をもって協議し円満に解決するものとします。

第 29 条(制定)

本規約は 2018 年 8 月 1 日に制定され、同日より効力を有するものとします。